

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 東洋テック株式会社

【英訳名】 TOYO TEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 卓

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

【電話番号】 (06) 6563-2111

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 仁田吉彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

【電話番号】 (06) 6563-2111

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 仁田吉彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
東洋テック株式会社東京支社  
(東京都文京区小日向四丁目2番8号)  
東洋テック株式会社名古屋支社  
(名古屋市東区泉二丁目27番14号)  
東洋テック株式会社神戸支社  
(神戸市中央区港島中町二丁目3番6号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年6月21日の第52期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

##### 1. 配当財産の種類

金銭

##### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円に、会社設立50周年記念配当10円を加えた20円

総額212,593,420円

##### 3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月22日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員が、業務執行取締役等でない取締役及び全ての監査役に拡大されたことから、リスクを恐れることなく、期待される役割を十二分に発揮できるよう、現行定款第26条（取締役の責任免除）及び第34条（監査役責任免除）の一部をそれぞれ変更する。

#### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役生駒昌夫、山地 進、安齋和明、向井俊之の4名が定時株主総会終結の時をもって辞任により退任することから、取締役として森下秀生、森本 孝、福満純幸、宮永 亮の4名を補欠選任する。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役尼木 始、伊東清恵の2名が定時株主総会終結の時をもって任期満了となることから、監査役として藤田正博、尼木 始の2名を選任する。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役として前中 潔を選任する。

#### 第6号議案 退任監査役に対し弔慰金贈呈の件

平成27年10月9日に任期中で逝去された故監査役上林義則氏のご遺族に対し、監査役の報酬限度額とは別枠で、当社の定める基準に従い、30百万円の範囲内で弔慰金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	97,018	9		(注1)	可決 99.99
第2号議案 定款一部変更の件	97,001	26		(注2)	可決 99.97
第3号議案 取締役4名選任の件					
森下秀生	97,006	21			可決 99.98
森本 孝	96,998	29		(注3)	可決 99.97
福満純幸	97,005	22			可決 99.98
宮永 亮	97,003	24			可決 99.97
第4号議案 監査役2名選任の件					
藤田正博	97,005	22		(注3)	可決 99.98
尼木 始	97,004	23			可決 99.98
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注3)	
前中 潔	96,995	32			可決 99.97
第6号議案 退任監査役に対し弔 慰金贈呈の件	96,991	36		(注1)	可決 99.96

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。